

■「市長が(特に)認めた場合」の使用料の免除・減額適用一覧(令和2年9月1日から適用)

令和5年4月1日現在

No	施設分類	施設名称	所管課等	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
				■市(市教育委員会含む)及び市議会が主催、共催する事業(後援、協賛は免除・減額の対象外)	■市立保育園・所、児童養護施設、市内小学校、市内中学校の活動、および所属する教職員の活動 ■横手市小学校体育連盟、中学校体育連盟 ■市内の小中学校の部活動、スポーツ少年団活動	■市内の私立幼稚園、私立保育園・所、特定地域型保育事業所、認可外保育施設の活動、および所属する教職員の活動	■市内高校の活動、および所属する教職員の活動	■保護者会一市内の保育園・所、幼稚園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設、小学校、中学校、高校(学年やクラス単位の保護者会、部活動・スポーツ少年団親の会含む) ■PTA活動	■自治会(町内会、子供会、青年会含む) ■行政協力団体・地域福祉団体(社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、納税貯蓄組合、防犯協会、婦人会、観光推進機構、観光協会) ■社会教育関係団体(横手市子ども会育成連合会、青少年育成横手市市民会議、横手市芸術文化協会加盟団体)	■共助組織、地区交流センター運営協議会 ■施設の管理運営団体	■生涯学習活動推進団体	■体育協会加盟団体(協会、連盟) ■総合型地域スポーツクラブ	市外の利用者
1	地区交流センター(女性センター)生涯学習施設	■地区交流センター設置条例施設(横手中央(女性センター)、朝倉、旭、栄、境町、黒川、金沢、増田、亀田、西成瀬、狹半内、浅舞、吉田、醍醐、沼館、里見、福地、大沢、館合、大森、八沢木、ほろわ、川西、十文字、三重、十文字西、山内、大雄、吉田分館、蛭野分館、樽見分館、つきの木館、大森分館、後分館) ■横手総合交流促進施設設置条例施設(オアシス館、ふるさと館、さかえ館、あさくら館、旭ふれあい館、金沢孔城館) ■大森総合学習センター ■山内南郷コミュニティセンター ■大雄交流研修館 ■雄物川コミュニティセンター	教育委員会 関係各地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	50%減額	100%免除	100%免除	100%免除 (ただし、地区交流センター等付随の体育館は50%減額)	免除・減額なし (ただし、地区交流センター等付随の体育館は50%減額)	市外の利用者
2	社会体育施設	■十文字B&G海洋センター ■社会体育施設設置条例施設(横手体育館、増田体育館、平鹿体育館、雄物川陸上競技場、山内体育館、白山体育館、横手武道館、浅舞陸上競技場、雄物川陸上競技場、十文字陸上競技場、山内陸上競技場、増田野球場、沼館野球場、十文字野球場、山内野球場、十文字卓球場、十文字テニスコート、山内テニスコート、浅舞スポーツセンター、平鹿相撲場、十文字相撲場、大森前田運動場、吉田多目的運動広場、川西地区多目的運動広場、大雄運動広場、古内河川運動公園、志摩河川運動公園、大雄運動公園、増田ニュースポーツ広場、中島グラウンド、八幡野グラウンド) ■農業者トレーニングセンター設置条例施設(平鹿・大雄) ■大雄阿気農村運動広場	教育委員会 関係各地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	免除・減額なし	免除・減額なし	100%免除	50%減額	50%減額	
3	全市的な利用形態となっている施設	ふれあいセンターかまくら館 交流センターY2ぶらざ 勤労者等福祉施設サンサン横手 就業改善センター(横手・平鹿・雄物川) こうし産 横手市民会館	観光おもてなし課 地域づくり支援課 商工労働課 関係各地域課 商工労働課 生涯学習課	100%免除	※全市的な利用形態となっている施設。現状、免除・減額での利用は数例のみ。不必要な免除、減額の規定を新たに設定せず、引き続きこの利用形態を維持。免除・減額の判断を迫られたときは、 <b>No.1を参照する基準とする。</b>								
4	特定目的型施設	横手駅東西交流施設(市民ギャラリー) 増田生活環境施設ほたる 平鹿農家高齢者創作館 雄物川民家苑木戸五郎兵衛村 大森町中心部活性化施設 横手市増田まんが美術館(コンベンションホール) 真人山荘(休憩) 横手市農村体験学習施設アイリスハウス(ホール) 山内林業者等緑地休養施設「やまぼと山荘」 保健センター(横手・雄物川) 横手市公文書館 横手市園芸振興拠点センター 横手市総合技能センター	都市計画課 増田地域課 平鹿地域課 文化財保護課 大森地域課 文化振興課 増田地域課 平鹿地域課 山内地域課 健康推進課 雄物川市民サ課 総務課 食農推進課 商工労働課	100%免除	※現状、免除・減額での利用は数例のみ。不必要な免除、減額の規定を新たに設定せず、引き続きこの利用形態を維持。免除・減額の判断を迫られたときは、 <b>No.1を参照する基準とする。</b>								免除 減額なし
5	都市公園条例による設置施設	大鳥公園(運動広場・テニスコート) 記念公園(運動広場) 横手公園(運動広場) 赤坂総合公園(野球場・運動広場・GG場) 十五野公園(野球場) 大森野球場 大森体育館 大森公園多目的広場 大森公園テニスコート 大森グランドゴルフ場	スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 スポーツ振興課 平鹿地域課 大森地域課 大森地域課 大森地域課 大森地域課 大森地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	免除・減額なし	免除・減額なし	100%免除	50%減額	50%減額	
6	社会体育施設類似施設	大森コミュニティ交流センター(体育館) 十文字西スポーツ交流センター(体育館等)	大森地域課 十文字地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	免除・減額なし	免除・減額なし	100%免除	50%減額	50%減額	
7	防災センター	横手市防災センター(横手・平鹿・十文字)	各地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	50%減額	100%免除	100%免除	100%免除 (ただし、付随の体育館は50%減額)	免除・減額なし (ただし、付随の体育館は50%減額)	
8	生涯学習型施設類似施設	コミュニティ消防センター(寿町・平城) 増田地区多目的研修センター 農村環境改善センター(平鹿・大森・十文字) 下鍋倉地区農村集落多目的共同利用施設 二井山地区農村集落多目的共同利用施設 山内ふれあい交流センター(ポッポあいのの) 大雄コミュニティ交流センター(交流室等) 大雄農業団地センター	横手地域課 増田地域課 関係地域課 平鹿地域課 雄物川地域課 山内地域課 大雄地域課 大雄地域課	100%免除	100%免除	100%免除	50%減額	50%減額	100%免除	100%免除	100%免除 (ただし、付随の体育館は50%減額)	免除・減額なし (ただし、付随の体育館は50%減額)	
9	農産品加工所関連	道の駅十文字 増田特産品開発研修施設 山内農林産物加工施設 山内農林産物加工交流施設	十文字地域課 増田地域課 山内地域課 山内地域課	※現状、各施設ともに免除での利用実績はあるが(個人、町内会等)、適用については統一性なし。またA~Iの利用者形態に該当がない。 ※加工に関しては、加工したものを販売することが目的と判断されるため、 <b>免除・減額は適用しないものとする。</b> ※ <b>免除・減額の判断を迫られたとき、また貸し部屋のある施設については、No.1を参照する基準とする。</b>									

注) 酒席を伴う場合は、減額又は免除を受けることが出来ません。